

起

協議会
News, Vol. 158

5月号

さいたま起業家協議会発行
平成27年5月10日

巻頭言 田幡 悦子

ひじ たのう

『鄙事多能』 (孔子)

「鄙事」とは、取るに足らない些細なこと。「多能」とは、器用の意。生きていくうえで大切なことは、難しいことばかりを学ぶことではない。身の雑事と言われるようなことを、きちんと処理できることが何より大事、という教え。平凡なことを徹底して続ければ、平凡の中から生まれてくる非凡が、いつかは人を感動させる。

—人間を磨く言葉(鍵山秀三郎)—

先日行った環境整備はいつもこのことを蘇らせてくれます。



4/18の定例環境整備を終えて

What's new 最近の活動

- 4月4日(土)役員会が開かれました。この席上新たに正会員として菅野宏平氏の入会が承認されました。
- 4月6日(月)ビジネス交流会第2回委員会が開催され、次第・事前役割分担等につき審議しました。
- 月例会(起業講座):4月18日(土)16時より定例会を開催しました。今回は【環境整備実習編】として南与野駅周辺の環境整備を行い、その後、Mio浦和にてワンコイン交流会を開催しました。駅周辺で通りがかりの方に「ご苦労様です。」と声をかけていただき、うれしい気持ちで清掃いたしました。
- 4月23日(木)1月に開催されたオープン起業塾の反省会及び打ち上げが行われました。

Topics 平成27年税制改正(一部)と実務上のポイント

金子公認会計士・税理士事務所 金子由里子

<http://kanekocpa.jimdo.com/>

平成27年税制改正(一部)と実務上のポイントについてご説明します。

法人税

①法人税率引き下げ

- ◆平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税率が23.9%に引き下げになりました。
- ◆中小法人の軽減税率の特例(19%→15%)等の適用期限が平成29年3月31日まで延長になりました。法人税率は次のようになります。

中小法人、一般社団法人等及び人格のない社団等	年800万以下の所得	15%
	年800万超の所得	23.9%

～実務上のポイント～

法人税率の引き下げに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の一部取り崩しが必要になります。

②欠損金の控除限度額の見直し及び繰越控除期間が延長になります。

～実務上のポイント～ 繰越控除期間の延長により帳簿の保存期間も10年に延長になります。

また、控除限度額の引き下げが適用になる法人で繰越欠損金を有する場合、法人の事業計画に影響があることから、企業価値算定(DCF等)に影響があります。

③商業・サービス業・農林水産業活性化税制が平成29年3月末まで延長になりました。

④その他、受取配当等の益金不算入制度の見直し、所得拡大促進税制の適用要件の緩和、研究開発税制の強化が改正点となっています。

消費税

①消費税率10%へ引き上げ時期が平成29年4月1日に変更になりました。


②国外事業者の国境を越えて行う書籍等の電子商取引に課税されます。

税制改正について詳細は税理士等の専門家へご相談ください。

Schedule 今後の活動予定

- 月例会(総会):5月15日(金)18時00分より総会・月例会を開催します。(詳細は裏面参照)
- 6月13日(土)15時00分よりビジネス交流会を開催します。

◆賛助会員 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行浦和支店、埼玉縣信用金庫、有限責任監査法人トーマツさいたま事務所

5/15(金)	18:00～	総会・例会(会員3名によるミニプレゼン大会)	
6/13(土)	15:00～	★ビジネス交流会★ 講師: 五日市剛氏	
7/17(金)	17:30～	起業講座・例会	
8/6(木)	18:00～	暑気払い(Mioオフィス様と共催)	
8/15(土)	17:00～	起業講座・例会	
9/18(金)	17:30～	起業講座・例会	

さいたま起業家協議会 5月例会

さいたま起業家協議会では、下記の日程・講演内容で、起業塾を開催する予定です。皆様、奮ってご参加ください。資料等の準備のため、参加をご希望される方は、下記申込書にご記入の上、FAXでお申し込みください。

日時: 5月15日(金) 18:00～

場所: 新都心ビジネス交流プラザ4F A会議室

(会場が通常の例会と変わりますのでご注意ください)

例会スケジュール: 18:00～ 総会

起業塾「起業家ミニプレゼン大会」

講師: 庄司順子氏、中田真人氏、松下晋一郎氏

3グループに分かれて40分の発表、

その後20分程度のグループディスカッションです。

例会 参加申込書

フリガナ	
氏名	男 ・ 女
会社名	
ご住所	
電話番号	
ファックス番号	
Eメールアドレス	
業種	

※ご記入いただいたお名前などの個人情報、本会員研修の出席確認及び今後、当主催者が開催する催し物のご案内に利用させていただき、それ以外の目的に利用したり第三者に提供することはありません。

参加申込書
送付先

NPO法人さいたま起業家協議会
FAX 048-856-9746